

議会基本条例策定代表者会議

○平成25年11月8日（金曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 16名

座 長	森 戸 洋 子 議員		
副 座 長	宮 下 誠 議員		
	中 山 克 己 議員	湯 沢 綾 子 議員	
	鈴 木 成 夫 議員	白 井 亨 議員	
	片 山 薫 議員	林 倫 子 議員	
	渡 辺 ふき子 議員	小 林 正 樹 議員	
	斎 藤 康 夫 議員	百 瀬 和 浩 議員	
	水 上 洋 志 議員	五十嵐 京 子 議員	
	板 倉 真 也 議員		

欠席議員 0名

副 議 長 露 口 哲 治 議員

事務局職員出席者

議会事務局長	加 藤 明 彦	議会事務局次長	飯 田 治 子
庶務調査係長	清 水 伸 悟	庶務調査係	前 坂 悟 史

午前10時04分開会

○森戸座長 おはようございます。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

本日から素案たたき台の内容の議論に入らせていただきます。

皆さんのお手元に議会基本条例素案たたき台各会派意見集約用紙が配付されていると思います。今日は前文を含めて順次議論をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。第1章まで行けるかどうかなのですが、ただ前文は非常に大事なところですので、まずこの議論を十分にやらせていただければと思います。

私と宮下副座長が議会運営委員会の中で議会基本条例の素案たたき台の議論をしてきたという経過もありますので、私の方から若干議論になったことを説明させていただければと思います。

冒頭は、市長と議会のそれぞれの役割について述べております。市長は独任制の執行機関ということと、議会は合議制の議決機関であるということであります。同時に、「議会と市長はそれぞれが市民の代表である二元代表制に基づき、対等な関係に立ち、互いの役割を発揮し、市民福祉向上のために市政運営に取り組む責務を負っている」と述べています。

この二元代表制については、市議会が行ったアンケート調査では、ほとんどが知らない。皆さ

んのお手元にアンケート調査があると思いますが、これの一番最後の方、質問21、地方自治の二元代表制についてご存じですかということで、知っていると答えた方は11.5%、知らないと答えた方が62.5%で、多数がこの二元代表制の意味を含めてなかなか周知はされていないということがございました。

それで、委員長案は、当初この二元代表制ということの説明を盛り込んでおりました。ここはかなりそれぞれ議論になった場所なんです。市長と対等な関係としての議会の役割をどう発揮するのか。言葉だけでなく、実質的な役割発揮が求められているのではないかというような議論がなされ、最終的に議会と市長がお互いが牽制をし合って市民福祉向上のために市政運営に取り組む責務を負っているのではないかということでもあります。

特にここで議論になったのは、議会の中の与党、野党という言い方や、また議員が市長を応援して当選したときに、議員が負うべき責任は何なのかということが若干議論になった部分ではありました。結局その辺りというのはお互いが意見を言い合って終わったのかなと思っているんですが、そういうことなのかなと。そういう意見がお互いに交わされたということでもあります。

次のパラグラフは、議会にとって重要な機能として、「多様な民意を持ち寄って公開の場で議論を尽くし、市長の行政執行を始めとする市政全般について、その論点・争点を明らかにし、市民にとって最善の内容で意思決定を行う」という、これは議決機関としての議会の役割をこのようにうたいました。

あわせて、その次のパラグラフで、小金井市議会の特性は何なのかということの中で、きちんとこの間の議会改革の努力をしてきたわけだから、それを前文の中に盛り込んだ方が良いのではないかという意見に集約をされ、この3行にまとめられました。「市民に開かれた議会、自由かつ達な質疑を保障する議会、少数会派の活動を保障する議会、これらを目指して議会改革に努めてきた」ということでもあります。しかしということ、「更なる地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、議会には市民の多様な意見を反映し民意を集約する役割がこれまで以上に期待されている」ということでありまして、地方分権改革の中で議会の権能もかなり拡大されてきました。地方自治法第96条第1項の議決権の拡大などを始め、あと、議会に調査権が付与されているわけですが、委員会でも付与できるということです。そういうことも含めて、様々な国の地方自治改革も行われています。そういうことを更にこの議会改革の中で私たちが努力をし、市民の多様な意見を反映し民意を集約するということが必要ではないかということです。

同時に、もう一つの議会の役割として、執行機関を監視をし、政策を立案する活動、これをより充実強化をすることが必要でありますし、同時に情報公開と市民参加を拡大し、説明責任を果たすということが求められているということでもあります。この間、小金井市政はごみ処理問題をめぐって様々な変遷を経て今日に至っています。その過程の中でも、議会の役割は何なのかということは大変問われるところがありました。議会としての説明責任をどう果たしていくのかということも問われてまいりました。それはある一事象ではあるんですが、全体的に議会が重要な問題について、なぜ最終的な結論を出したのか、そのことについて市民に適切に説明をすることが求められている

のではないだろうかということ踏まえました。

そういう以上述べた市議会の役割を含めて、使命を自覚し、地方自治の本旨の実現を目指して、議会の最高規範として本条例を制定するということでもあります。ここでもう一つ議論になったのは、この「最高規範」としての本条例の役割であります。この問題は幾つかの会派から、「最高規範」というのはちょっと重いのではないかという意見や、「最高規範」はあくまでも憲法ではないかという意見もございました。しかし、これは議会としての「最高規範」だということでありまして、議会の関係する条例で言えば、市議会議員の定数条例や、報酬も言えばそうなりますし、政務活動費の交付に関する条例等々、条例はあります。しかし、この議会基本条例というのが、あくまでもそういうものを全体的に総合した網羅的な最高の規範としての条例であって、その辺りは「最高規範」であるということやうたった方が良いのではないかというような趣旨の議論がありまして、最終的には、「最高規範」として本条例を制定するというのは原案了承ということになりました。

私の方で今、前文の雑駁な説明をさせていただきましたが、副座長の方で補足があればお願いをしたいと思います。

○宮下議員 これはたたき台から素案に格上げするに当たって、もう一つ忘れてはいけないのが、事務局の方で文言の（「訂正がありましたね」と呼ぶ者あり）ざっと見ていただいたのがあって、それが修正前、修正後という、こういう横組みの、これは配られましたよね。一応これも頭に入れた中で、これは例えばこうだよねと、受け入れようとかいうのも確認しながらというのがあつた。それが一つ。

それから、これは私、過去何度も言っているんですけども、前文というのは全議員が自分の言葉でしゃべれるようになってるのが理想だと思っているので、この前文については条例の中身を議論した中で、またもう一回この前文に戻ってこの内容を確認するという作業は何回かやっておいた方が良いのかなと。それで、一通りみんなが各自理解をし、自分の思いも込めて語れるようになった中で、かつ条例の中身とも整合性がとれているような形にして、この前文については是非丁寧にしていきたい。これは私、今まで何度か言わせていただいております。

あと、これまでの議論の中で、一番最後の行、ここに「議会の最高規範」という、ここの一文にたどり着くまでも結構大変だった。そうではなくて、これは小金井市の「最高規範」だという言い方もあって、いや、そうではないと、これはあくまでも議会の基本条例なんだから、議会の「最高規範」なんだという形で最終的には落ち着いたかなと、ここの段階では落ち着いたかなと思っています。そのような議論もあつたかなと。

あと、「最高規範」というこの文言が条文の中に確かまだ残っていたかな。要するに幾つか出てくるというのはどうなんだと。前文の中に1回出てくればもうこれで十分なのか。それとも条文の中に1回か2回更に出てくるというのはどう捉えたらいいのか。そのような議論もあつたかなと思っています。

もう1点だけ私の方で言わせてもらおうと、パラグラフで言うと下の方なんだけれども、「しかし、地方分権の進展に伴い」という中で、「地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、議会には、市

民の多様な意見を反映し」と出てくる。「市民の多様な意見」というこの文言一つとっても、二つ上のパラグラフに戻ると、「重要な機能の一つは、多様な民意を持ち寄って」と、このように書いてありますよね。だから、「多様な民意」という意味合いがここで2回出てくるんですけども、より丁寧に考えていくと、この2回というのはどうなのか。多過ぎるんだったら1個にするのか。そうではなくて大事なだから2回入れるんだとかいうことも、ちょっと細かいですけども、大事な部分なので、ある程度みんなで合意していく必要があるかなと思っています。私は余り出てこなくても、1回でびしっと入れればいいかなと。あと、この「地方分権の進展に伴って地方公共団体の自己決定権が拡大する」中で、よく権利と義務と言いますが、自己決定権は拡大してくるんだから議会の責任も重くなるというような部分も考えていかないと、これに入れるべきなのか、入れるとしたらどうするのかということも考えています。ざっとですけども、そのような感じで言わせていただきます。

○森戸座長 今、ざっとの説明で、相当長い議論だったので、これをまとめるのはなかなか大変で、議事録も読み返して、こういう議論があったなと思ったんですが、それで、皆さんからおおむねこれで良いということであれば、これで次へ進めるかなと思っているんですが、ご意見などがあれば。一応改選前までは原案了承ということになっていますが、流れの中で、もう一度読んでみると、さっきも宮下副座長からありましたが、「多様な」が二つも出てくるのはちょっとしつこいのではないとかいうことなどで訂正があれば、皆さんから意見を出していただければと思います。

○白井議員 おおむねこの前文で良いかなという気はしております。ただ、改めて細かいところを見ていくと、ちょっと抜けがあるというか、私が個人的に思うところなんですけれども、住民から信頼される、もしくは存在感のある、こういった議会の存在意義自体を言葉にしたところがないかなという気はしております。例えば、これは議会改革白書、2013年度の新しい資料を見ているんですけども、ほかの議会でいくと、ごめんなさい、これはちょっと読めないんですけども、ほかの自治体では、例えば「市民に信頼され、存在感のある議会を築くため」であったりとか、大体前文に「市民に信頼され、評価される議会を構築するものである」とか、そういったことが文言として入れられております。なぜこんなことを言うかという、さっき座長の報告にあったように、市民アンケート、これはいろんなアンケート項目を見ている限り、市議会自体の存在感というものがちょっと薄いなと感じております。なので、存在感を示すだけではなくて、基本的には信頼をもらって存在感を示す、そういったことが必要なのではないかと考えていますので、前文に、「基本的には市民に信頼される議会を目指す」ということ、こういった文言を、一番最後の方でも結構なんですけれども付け加えていただければいいなと意見として述べさせていただきます。

○斎藤議員 私だけが認識が遅れているのかどうか、ちょっと分からないんですけども、今、私たちが求められているのは、先ほど副座長が言った、たたき台から素案に格上げする、その段階での意見ということですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）素案の段階で最終的に議論できると考えてもいいんでしょうか。それとも、この場で言わなければ永遠に反映できないということでしょうか。それによって、どこまで文言を細かく言うのか。とりあえずたたき台という形で上がった段階

で、最終的な文言とかそれを議論できるんだということなのか。そこだけ、すみません、私が理解できていないので。

○森戸座長 斎藤議員がおっしゃるのは、もう一回これを作業部会に落とすと。ただ、前文はなかなか作業部会に落としてどうのこうのとはならないですよ。できはするけれども。斎藤議員がおっしゃるのは、もう一回議論した上で、最終的にもう一回議論するということですよ。その方がいいということですか。

○斎藤議員 そういう機会があるのかということです。素案というものの位置付けなんですけれども、たたき台から素案になった段階でフィックスするということなのか。

○森戸座長 基本的には、これは作業部会に行って、作業部会でもんだものをまた代表者会議にかけて最終的に結論を出すということなので、意見があればそこで出させていただくということなんです。多分一致したものを作業部会に渡すということになっていますから、ここでかなり議論をしないと、また作業部会から戻ってきたものを、いや、私は違いますとなると議論が前に進まなくなるかなと思うんです。例えば今日、ここは保留にしてほしいと言われれば、それは保留にして次のところに行くというようにしないと、代表者会議で一致しないものを作業部会には下ろせない。だから、今日議論をして、まだ結論が出ないということであれば、もう一回次に議論をする、意見を述べていただくというやり方だと思うんですけれども、どうでしょうか。皆さんの意見を聞いて、まだこれで良いかどうか結論が出ないということであれば、もう一度それは持ち帰っていただくということになると思うんですよ。

○斎藤議員 この場の議論でフィックスされてしまうかどうか。ここで一致したことを作業部会に下ろす。作業部会では何をやるんですか。

○森戸座長 作業部会は、関係条例や関係申合せ事項とそごがないかどうか、その確認をしていただくということになるんです。そごがなかったり、それから必要なものが、何かここはちょっと違いますよと、整合性がとれていないよというものがあれば、それは作業部会で整合性をとってもらったものをまた策定代表者会議に投げていただくという形なんです。

○斎藤議員 分かりました。了解しました。

○森戸座長 フィックスというのは、固める、ほぼ固めるという形ですね。第一段階の固めですよ。そう思うんですが、どうですか。

○中山議員 作業部会に参加していない委員の方もいらっしゃるではないですか。だから、ある程度意見があればこの場で言うておいて、あとの整合性は作業部会でチェックするわけですから、ここで言うておかないと反映はされないですよ。

○加藤議会事務局 前文と条文だと位置付けが違いますので、通常前文というと、要は条例制定の由来とか理念が述べられていて、具体的な法規を定めたものではないので、前文の内容からいってみれば直接法的な効果が生ずるものではないので、前文についてはそういう位置付けがあって、あと条文はもうきちんと、その条例本体ですから、そうすると多分作業部会の下ろし方もちょっと違って来るかなと思ってまして、前文についてはそういう意味では今まではあるほかの条例とか規

則とか、余りその関連性というのではないと思うんです。なので、逆に言うと前文については何かあればこの場でなるべく言っていただいて、条文については、ここの代表者会議で一致はしたんだけれども、ほかの種々の規則、条例と照合してみたら実はこういうところがちょっとそごがあると、かいうのが多分作業部会に出てくると、では条文をこう直そうという話も出てくる可能性があると思うんです。ですけれども、前文については今、言ったほかとの絡みというのは、今、申し上げた理念とか条例制定の由来を述べる部分ですので、その部分についてはここでもし何かあればなるべくおっしゃっていただいてということで整理していった方が多分いいかなという気はします。

○森戸座長 では、今の話はよろしいですね。

○五十嵐議員 前文を読んでちょっと気になるところというか、どうなのかなと思うところがありまして、皆さんと一緒に考えていただければと思うんですが、一つは、実は白井議員の指摘と関係するんですけれども、後ろの方で、「また、市民の視点に立ちつつ、議会としての自律性を高め、うんぬん」とありますよね。この「市民の視点に立ちつつ」という言い方がちょっと違和感を覚えたのは、そもそも私たち議員は市民の代表なわけですよね。当然市民の視点に立っていないと困るといふか、市民の視点が必要だから議員の存在感があるんだろうと思いますので、ここで改めて言うのはちょっと違和感を感じるなと思ったんです。むしろ白井議員が言われたような、「市民に信頼され」といふか、そういう表現の方がより目指すものといふか、前向きな表現になるかなと思いましたので、それが1点です。

それから、途中で、これまで小金井市議会がいろんな議会改革を進めてきたといふところがありまして、「昭和33年の市制施行以来」といふ言い方がありますが、それほど昔から取り組んできたのかどうだろうか、私もちょっとよく分からないんですけれども、ここまで言う必要があるかなといふ気がちょっとしているんですね。小金井市議会がいろんなことをやってきたといふことに対して、それがあからこの基本条例をとる気持ちはあるんですが、この前文の文章にしたときに、こういう細かい書き方が何となく流れるに、ここだけちょっと細か過ぎるみたいな、そういう印象もありまして、一つは、この「昭和33年の市制施行以来」といふ表現は必要ないのではないかといふ思いがちょっとします。

それと、どこでどう入れて良いか、私もまだ頭の整理ができていないんですが、市民にとって市長と議会が二元代表制だといふことがなかなか理解してもらえないといふのが最初にありました。それと同時に、議会が合議制だと。ここに合議制と書いていますけれども、合議制だといふところが多分理解をしにくくする大きな要素かなと思うんです。議会と一言で言うんですけれども、意見がいろいろですよね。いろいろだからもちろんいいんだけど、いろいろながらも、合議しながら結論を出していかなければいけないという役割もあるわけですよね。合議制だといふところをもう少し分かりやすく市民に知らせていくといふか、そういう意味で開かれた市議会といふところの中身としては、合議制であることをもう少しうまく伝えていく、議論の過程を伝えていくといふか、その辺も理解してもらうためには必要かなといふ思いがあって、その辺のところを何かうまくここに入れられないかなといふ、以上3点、4点ぐらいがちょっと気になったんですが。

○森戸座長 非常に難しいんですよね。信頼される議会というのは、ある人にとってみれば、自分たちの政策が通れば議会はよくやったとなるんですが、そのことが反対の意見から見ると、議会は何をやっているんだとなって、信頼という言葉の説明が、どこをもって信頼というのかというのは非常に漠然としていて、どうでもとられる信頼になっていくということがあって、とりわけでも多様な小金井市民の中で、信頼という言葉が本当に実態的に活かされるのかどうかというのが非常にあるところで、難しいなど。そういう議論もやったような気がするんですけども。座長が余りしゃべってはいけないんですが、どうぞ。

○白井議員 本当におっしゃるとおりだと思うんです。例えば市民、住民全員がそれで信頼するという形にはなりにくいのは、そういういろんな考え方とか価値観とか、やりたいこと、やってほしいことというのがあるわけですから、そこは捉え方としても、目指すべきところとしても難しいところはあるんですけども、それでも我々は議会という立場、議員という立場を考えると、それを目指さなければいけないと思うんです。あと、信頼されるということに対するアプローチというか、やり方については、さっき五十嵐議員がおっしゃって、そのとおりだと思ったんですけども、合議制であるということを経済の住民の方にはご理解いただけないと思うんです。そうするためにはプロセスを説明しないといけないということなので、何でこういう結論に至ったかということをきっちり議論した上で、こういう議論もあって、こういう話もあって、意見もあって、最終的にはこういう結論に至ったんだという、その合議に至るプロセスをきっちり説明することが、ある意味信頼につながるのかなと私は思っておりますので、納得するというのと信頼するというのとはまた別かなと思っております。説明を尽くせば結論には納得いただけないかもしれないけれども、そのプロセスをきっちり説明することで信頼していただける、ちゃんとそういった議論をしているんだということを理解いただけることにはつながるのかなと私は思っておりますので、最終的な目的というか、議会としては信頼されるということを経済に掲げないと私は思っております。

○森戸座長 そういうご意見ですが、いかがですか。

○片山議員 すみません、私、前の議事録を手元に置いておけば良かったと思いながら、前の議論がどうだったかというのが、ご存じだった方が3人ぐらいという状況なので、その記録を見ながらということは少し必要かなと今、思いました。議論のところでは、多分出ていた議論だったんですよ。そこを少しもう一度振り返って、なぜこうなったかという説明を頂いてからがいいかなと。

○森戸座長 そういう意味からいうと、今、信頼されるというところの五十嵐議員のお話もありましたけれども、結論的には、そういう言葉ではなくて、下から4行目の後半、「情報公開と市民参加を拡大し、説明責任を果たすことが求められている」と。つまり議会がなぜそのことについて議決をしたのか。そのことについて異論はいろいろあると。しかし最終的にはこういうことで議会としての結論は出たんだということを経済をきちんと説明をする。そのことによって市民との信頼関係を図っていくということから、こういう文言を入れさせていただいたということだと思っております。この間のいろんな市政の重要課題なんかを見ても、議会としての説明はできないわけですよ。というのは、執行権はあくまでも市長にあるわけで、市政運営の執行については市長が説明をする。あくま

でも議会というのは、議決や市長がやることを承認したことについて、なぜそういう承認をしたのかということの説明をする。そこが不足しているのではないかということだと思っんです。ですから、重要課題で、議会は何をやっているんだと、なぜ市長を助けないのかとか、そういう意見というのは市民から出てくるわけですね。しかし、市長を助けるのが市議会の役割ではないというか、あくまでも二元代表制の中でお互いが牽制し合い、最終的にどうするかという結論を出していくということがなかなか市民には理解されないところがあって、その辺りがこの3、4年ぐらい非常に議会の課題でもあったのかなということだと思っんですよ。だから、そういう意味で「信頼される」という言葉を入れるのは、入れるんだけど、解説をするとなるといろんなとり方になってくるので、具体的なことできちんと言った方がいいのかなということだと思っんですけれども。

○宮下議員 今の委員長の話はそれはそれで分かるんですけども、さっき片山議員が言ったのは、結局この議論を進めるに当たって、今日はそこそこのところで保留にして、例えば次回、もう少し議事録をみんなで手元に置いてもう一回やろうではないかというのが片山議員の意見だったかなと思っのですが。

○片山議員 先ほど皆さんがおっしゃったように、この前文は何回か議論した方がいいのではないかということをおっしゃっていましたので、今みたいな意見が幾つか出てきている状況では保留にしかないかなとは思っいます。前の議論を説明するというのは結構大変だろうと思っいますので、何か資料として手元に置いて、自分でも引っ張りながらという形なのかなとも考えたりもします。その方が、新しい目で見るというよりは、ちょっと深い議論があつてのことだというのがよく分かっていますので、それを踏まえて進めていった方がいいかなとは思っいます。

○斎藤議員 その資料を手元にどう置くかは、それぞれの議員の方がやっただくことで、ここで全体で合意して、それができなければ前に進めないということではなくて、それがなくて保留にしてほしいということはそれはそれでいいと思っいますけれども、逆に言うと、私はそういうものがなしの形で進めていきたいと思っしています。新たな議会の構成、議員の構成で私は決めていくべきではないかなと思っしています。

○五十嵐議員 冒頭、できれば議員が全員このことをちゃんと自分の声でしゃべれるようにとあつたので、私や白井議員は前の議論に参加していませんから、多分同じことの繰り返しになってしまう可能性もあるかと。ただ、私たちは知らないけれども納得したいので、質問もするし、意見も言わせていただこうと思っているんです。だから、そういう場合に、実はこういう議論があつたんだということであれば、そこに参加して意見を言つた方が、いや、こういうことでこうだつたんだと言っただけであればいいのかなと思っんです。もちろん議事録を見ながらというのも必要かもしれませんが、何かそういう意味では、行きつ戻りつしながらもできるだけそういう意見を言っただいた方がいいかなと。

それと、実はこれは前の議会ではみんな了承されているのに、私も意見をどこまで言っただいのかと思つたんですが、ただ、パブリックコメントとか返ってきますよね。そうすると、全然議論を知らない市民の人たちがいろんなこと、今度は質問とか意見とか言ってくると思っんですよね。そ

れに対して応えていかなければいけないということを考えると、そのことも踏まえて、できるだけみんながこれはこうなんだと話せるようにならないといけないかなと思いますので、言ったことに対してこういう反論があったんだということは、是非皆さんの口から話していただければと思います。

○中山議員 議事録の話が出ましたけれども、運用上の問題として、議事録は全部載っていないと思うんです。私の記憶が正しければ、協議会中にいろんな議論をやって、本当はそれが全部議事録に載らなければいけないんだけど、協議会だということで結論だけ載っているというような状況が結構多いと思うんです。あと、当時どんな議論だったか、私も記憶があいまいなので、一字一句、自分の意見は主張できるかもしれませんが、ほかの方がおっしゃっていたことが再現できるかというと、Ustreamをずっと追いかけてみないと分からないというのもあって、現実的にそれは難しいかなと思います。その上で、新たなメンバーで議論をしていただくのが市民の方に説明がきちんとつくのではないかなと、どうしてこうなったのかというのはつくのではないかと私は思っています。一つ、前期でどんな議論になったかというのを参考にするには必要かとは思いますが、特に大きな点について、先ほど五十嵐議員と白井議員から出てきたような議論については、ここで改めて議論していてもいいのではないかと、そのように思います。

○鈴木議員 私も今の中山議員の発言に大きくうなずくところがありまして、うちも新しいメンバーがいるので、この前文を見ただけでも、例えば何でこんなに長いのかと、ストレートな意見をぱつと言われるわけですよ。それに対して、もちろん当時の議会運営委員会の皆さんの議論のたまものでこういう形になっているんだけど、その経過をシンプルに説明できない自分がまたいるんです。パブリックコメントを頂ければ同じような意見が来ると思うんです。そういった意味で、冒頭に宮下議員が言われたとおりで、自分の言葉で語るためには、これをもう一度俎上に乗せて丁寧に議論させていただきたいというのが私たちの意見です。多分時間がかかると思うんですけれども、前文はきっとこの基本条例を何のために制定するのか、その目的が書かれているのでこういう議論も長くなるんだと思うんです、前回も。これはよく分かるんですが、でもなお新しいメンバーがぱつと見たときにそういう意見が出てくるというときに、原案は了承していますけれども、もう一度丁寧に議論させてもらいたいという考えを持っています。

○森戸座長 実はここに至る経過の中で、委員長案があって、委員長案に対する各会派の意見をまとめていただいているんですよ。それを皆さんにお渡ししたらどうかなと。そうすると各会派がどうということをおっしゃっていたのかということが分かるのではないかなと思うんです。例えば、委員長案は、先ほど五十嵐議員がおっしゃった「昭和33年以降」というのを入れる必要があるのかというのがあったんですが、「市制施行以来」という書き方になっていたんですが、これはある会派から「昭和33年以降」ということを入れた方が良いというご意見があって、それを一致して盛り込んだということだとか、独任制の問題や合議制の問題も委員長の文には入っていなかったんです。しかし、そこについては一会派からそういうご意見があって、全体的に議論をして、それを了承したということだと思うんです。一会派ではない、二会派ぐらいから出たのかな。委員長案は、あくま

でも市長は執行機関であって議会は議決機関だということで、憲法上、地方自治法上、これでいいのではないかと考えていたんですが、皆さんからは独任制と合議制を入れるべきだという話になって、では合議制というのは一体何なのかと。全部議会は一致して何かやっていかなければいけないのかというと、そういうことではないわけですよ。議論を尽くして、最終的に市民が納得できる議決をするというのが合議制なんだということを議論し合ったわけですけども、そういう形でかなり委員長案は実はがらっと変わったんですよ。委員長案も問題がいっぱいあったんですよ。委員長案は、私も自分で作ってみて良いとは思っていないですけども、それは全然とにかく時間がないうちで、わーっと皆さんの意見を吸い上げたものをまとめて作ったんです。だから表現上、問題もたくさんあったとは思っていますが、それを皆さんにたたいていただいた。だから、それが経過としていいのではないかと。

議事録はどこに何が書いてあるか、多分議論をした者でないと分からないと思うんですよ。私ももう一回、これをやるに当たって前文のところの議論を開きました。相当大激論ですよ。これを読んでいたら明け方までかかるなと思ってやめてしまったんですけども、朝またもう一回見たんですけども、いずれにしても議事録というよりもその方がいいのかなと思いますが、どうでしょうか。かなりの印刷部数になるんですが。

○加藤議会事務局長 そのとおりで、こちらにも会派別の意見集約用紙というのがありまして、それが各条文ごとにあって、それがその当時の各会派のやつが当然うちにもあるんですけども、多分それを用意することはできるんですけども、先ほど斎藤議員とかもおっしゃっていましたが、今のこの時点でどうかというところでお話いただくのが私もいいかなというのと、もし資料としてということであれば、それはご用意することはできますけれども、ただ、特に前文とかですと、もしかしたら結構ボリュームが、全部の条にわたると多分かなりの分量になるので、もしどうしてもこの部分が気になるというのがあれば、ピックアップした形でお出しするとかいうことであれば、その辺、紙の節約にはなるかなと思いますけれども、なので、そういうところでもし必要であれば、どうしてもここはピックアップしてということがあれば、そこはお出しすることはできます。ただ、正直申し上げて、座長と同じように、私も実は家で前文のを見たんですけども、私も全部読みきれませんでした。なので、そこは記憶の中と持っている資料の中でお話いただいて、いろいろその辺をフォローしながら議論を進めていった方が多分効率的には進むかなとも思っています。

○片山議員 私は別に資料として全員持っていなければいけないということを言っているのではないんです。どこかにあればいいと思っただけなんです。誰か調べなければいけないこともあるだろうなと思って言っただけなんです。私はこの基本条例は、そもそもは前の議会で決定されるはずだったものなので、それを前提に言っています。ですので、そういった形での前の議論をきちんと踏まえて、全部ひっくり返すのではなくて進めていくべきだと考えた上での意見を言っているというところですよ。

○森戸座長 意見が分かれるんですよ。前のを参考にしてという人と、斎藤議員からはもう一回こ

それを土台にしながら新たなものとして議論するという話になってきていて、その辺りをどうするかなんですけれども。

○五十嵐議員 だから、例えば「昭和33年の市制施行以来」という言葉があると。私はちょっと違和感を感じると言いましたと。だけど、これを入れた理由は逆に言うと何ですかと聞けばいいのかなと思うんですけれども、どうしてこれが入ったのかとか、その辺の賛成した人たち、意見を言った人たちの意見を逆に聞かないと分からないわけですよ。そういう意味では、ある意味、こうは思うけれども、そういう背景でないことで入ったんですよという説明をしていただきたいなという思いがあるんです。

○森戸座長 ちょっと整理をしたいと思いますが、これは原案了承されているんだから、これをほぼ了解できれば次にどんどん行くべきだという声と、新たにもう一回議論するべきだという声が出てきまして、そこをちょっと整理したい。同時に、五十嵐議員だとか白井議員とかはこの議論に加わっていなかったわけだから、これはどういうことなんだと、これを入れなければいけないのかという議論が出てくるのは当然あると思うので、それはそれだと思うんですよ。ただ、それも、これはもう了とするという前提で進むのか、もう一回新たに議論をするんだということで進むのかで、議論の仕方がかなりまた違ってきますよね。

○小林議員 今朝出ているような意見というのは全部含まれているというか、このまま了とするという以外のことだと思って、特に蒸し返しているわけではなくて、これを私の文章として発信するためにはここを確認しないと進めないという部分だと思うので、それはやらないといけないと思いますし、最後に議決するのはこの24人で議決するわけですから、進めていっていただければと思います。

○白井議員 この会議にどう臨むかというところもあると思うんです。それは準備ということですから、例えばちゃんといろいろなことを調べて自分なりにこう思うということは、それに臨むということはここで決めることですから、私が見たときには、別にひっくり返すつもりはなくて、私が言ったのはおおむねオーケーですと、ただ信頼されるということが入っていないのは、議会として定める上では必要ではないですかと言っただけですので、本当にゼロからやるつもりは私は全くなくて、基本的には前期の議会でもまれたことはあるでしょうから、それを基本的には基に、おっしゃっていただいたように、自分の言葉として、もしくは議会としてこうあるべきだと思うところを意見として出させていただいている。それをここのメンバーでもむべきだと私は思うんです。

○中山議員 このたたき台の議論がされたときというのは、議会基本条例を締め切りまでに仕上げないといけないという制約があって、当時の各会派が妥協したところもあるんです。私は、期限があったので、これが例えば「市制施行以来」だとか、「昭和33年の市制施行以来」とか、極端な話、投げやりではなかったんですが、その議論はどうでもいいと思ったんです。ここでまた議論をしまうと、できないというのもあるって、ちょっと話がずれるかもしれませんが、この中で一番気にしていたのは「議会の最高規範」というところで、ここの議論は尽くしたいと思っていたんですが、それ以外に関してはある程度妥協したところがあったんです。それは締め切りを守るため

に。当時の会派構成も違うし、そのときの状況も今は変わっているので、このメンバーできちんと議論するところはしていった方がいいとは考えます。

○鈴木議員 そうなんです。これはたたき台だから、できるだけ合意して共通点を見出していこうということを会派の中でもやりました。今回、全くそういった意味では、私たちの会派も構成が変わってしまったわけですが、今の集約されたここに至るプロセスをこれから始まる議論の中で説明をしていただければ、まさにこれが議決に至ったプロセスの説明と同じことですよね。こうしないと合議体として進んでいけないということをまさに私たちは今、経験しているわけで、その上で進めていただければということなんです。だから、これを全く否定するものではありませんし、どうしてこうなったのかというところで、それぞれそのところで委員から出た疑問なり質問に、そこに至ったプロセスを説明いただければ、その中で合意しながら進めていけるのかなと感じています。その中で、会派の中で持ち帰るものは持ち帰る。もちろん会派で協議します。そういう形にならざるを得ないのかなと思っています。

○水上議員 新たに議論をし直すべきだと私は思います。それは、確かに前議会で作られたものであっても、新しく改選されたこの議会に課せられているわけだから、当然新しい人もいらっしゃるわけだし、そういう目で疑問が出たりとか、いろんな意見が出るのは当然だと思うので、そういう点をきちんと保障しながら、以前議論に参加された方が過去にこういう議論だったんだという経過を示しながら進めていった方がいいと思うんです。私たちの今期の議会として責任持ったものを作ろうという話でやっているわけだから、それは当然だと思います。

あと、確かに前期に確認されたもので、私たちも原案了承ということにしましたが、一定スケジュールがある中で、全体の一致点で作ったものだとは思うんです。全体の問題については私たちもこれでいいと思うんだけど、ただ、個々の文言などについては、例えばさっき座長が言った「独任制」とか「合議制」という言葉は、もっと正確性を問うということになると入れておく必要があるのかということなどもあるし、下の段の民意を集約する役割というのが、果たして議会にここまでであると言っていいのかどうかということもあって、そういうことについては僕らももう一回この新しい議会の中で皆さんの意見も聞きたいということもありますので、白紙から進めるわけではないので、ここまで来ているものについて改めてこの議会で話し合っていくということではないかと思っています。

○白井議員 細かいところを言い出すと、さっき私、「おおむねオーケーで、信頼されるというようなことが入っていないということが私としては」という意見をさせていただきました。細かいところを言い出すと、これもどうかなとか思うところも数多くあったりするんです。ただ、私はそこは、これはいいかと思っている部分もあるので、どこまで自分がこだわっているかということだけの一つの意見として出させていただいていますので、その辺は自身の中では多少コントロールしているということだけお伝えしておきます。

○斎藤議員 まだ議論の仕方の段階の話なので、皆さんのご意見を聞いて、少数意見の方にもご納得いただくための作業が必要なのかなと思っています。現状でもお二人のご意見を、この前文を全くひ

っくり返すという内容ではなくて、その部分について、ほんのわずか思いのあるところを語っていらっしゃるだけだし、私もこれからその内容について発言したいと思っていますけれども、そこはほとんどこの前文の中の、ほんの一言入れてもらえないかという程度の話です。そういう状況の中で、それがこの議員の構成の中で新たに議論をするということなんです。作業としてはそれぐらいのことです。ですから、できれば今、お二人から出ている、白井議員からの「信頼」という言葉、それから五十嵐議員からの「昭和33年以来」、それから副座長からの「市民の多様な意見」をどうするか。あとは、「市民の視点に立ちつつ」という言葉、その辺の整理をすればいいのかなというぐらいに私は思っておりますので、ほかのまだご発言のない方のご意見をお聞きしたらどうかと思います。

○百瀬議員 私、後から来たものですから、全体の流れを知らないんですが、基本的には、これまで積み上げられてここまで来ているわけなので、各文言に対してもそうなんですけれども、疑問に対する経過を教えてください、納得できれば私はそれで十分だと感じておりますので、今さら始めからひっくり返すというニュアンスにはならないのかなと思って、斎藤議員が先ほどおっしゃったことをそのままという考えでおります。

○森戸座長 生活者ネットワークさん、いかがですか。

○林議員 私も、これまでの議論の経過というのがあると思っていますので、大体はこの素案たたき台に乗った形で議論が進んでいくのかなと思っています。ただ、皆さんおっしゃっていらっしゃるように、ここはという疑問は解消したいと思いますし、もし新たな提案が出れば、そこは丁寧に皆さんで協議をしていきたいと考えています。

○森戸座長 全体的にはこれを基本にということで、細かいことでもあれば、私は出していただいた方がいいのかなと。確かに時間が限られている中で、前回改選前は相当急ピッチでやったわけです。そういう意味では、議論は尽くしましたが、ある意味、やむを得ないところもあって一致をしてきたところが各会派もあったのではないかなと思っています、そういう点では、議論をした会派の中でも、ここはこうの方がいいということがあれば出していただいて、あくまでも素案たたき台ですから、原案を了承したから改選前の会派が意見を言えないということではないので、それはこれを基本にしながら意見を言ってより良いものにできれば一番いいのかなと思っていますので、そういう考え方で進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

○片山議員 時間がないのは今回の議会も同じだと思いますので、その点だけ。

○森戸座長 それは同じですが、前は相当時間がないということで、かなり皆さんに妥協していただいたというのが率直なところでした。この素案たたき台そのものが妥協されたものなんです。だから、そこは考えながら、今回も時間がないのは確かなんですが、是非よろしくお願ひしたいと思います。

どうでしょうか。各会派の意見の集約は資料で出さなくてもいいですか。

○白井議員 それは、もしあれでしたら電子ファイルで頂ければ、全員で出力するのはもったいないので、それぞれが事前に準備の段階でそれを参照していればいいのかなと思います。場合によっ

てはスキャンしてPDF化すれば電子データにできると思うので。

○森戸座長 委員長案に対して、各会派の（不規則発言あり）委員長案2に対して。

○宮下議員 その資料はすごく大事だと思うので、出す分にはいいと思うんですけども、ただ、これはもう2回か3回、確か印刷し直したやつを出しながらも、それに対して結構わーっと議論が被さって、要はこの中に余りきちんと整理された形では出ていないけれども、一定参考にはなるかなというレベルだと思いますので。

○小林議員 前期から全く新しい会派というのは、白井議員のところと斎藤議員、あとは（「五十嵐議員」と呼ぶ者あり）あったので、そう考えると、僕なんかも宮下議員から都度報告いただいたのを今日持ってきて、読んできているので、既存の会派の中では予習してくればいいのかなのと、あとコピーなんかもそこでできるし、あのキングファイルのありかを教えていただいて、必要な方はコピーを頂くなりスキャンするなりして、また次に臨んでいくというような形で、全体に何か準備するというのは要らないのではないのでしょうか。

○森戸座長 ただ、新しい方には配った方がいいかなと思うんですけども。

○五十嵐議員 私、この前文を全面的に否定しているわけではもちろん全然なくて、構成がありますよね。市長はこう、議会はこうだと。議会のそもそもの役割、それから、これまでこんなことをしてきて、まだまだこれが足りない。だからこれからこういうものを目指すんだという構成がありますよね。これは全体的に是としているわけです。多分議論の経過として、こういうものが生まれてきたというか、ここまでまとまってきたというのは、たくさんの議論の成果だと思っているんですよ。ただ、一応できたものを、今度は全然知らない市民が見るわけだから、その経過はともかく、できたものに対していろんな疑問や質問が想定されると思いますし、その内容をちゃんと伝えていくのができ上がったここだと思っているので、そんなに大きな変更をしようとするつもりは全然なくて、聞かれたことに対して答えられるような、そういう準備はしていく必要があるだろうなという思いでちょっと疑問を投げ掛けているつもりですので、余り過去のこういう議論があったということにこだわらなくてもいいような気がするんですけども。

○森戸座長 分かりました。では、必要ないという方もいらっしゃるので、事務局の方でそういう情報ファイルを置いておいていただいて、データで必要な方はデータでお渡しいただくということはどうでしょうか。

○加藤議会事務局長 データはこちらの方でご用意できますので、もし全員に送るということであれば一斉に送信もしますし、今、整理で必要があればといういことであれば、それはご用意することができますので、手書きの部分はPDF化か何かした形で準備はしたいと思います。

○森戸座長 それで、この委員長のたたき台のたたき台みたいなものについては公開はしていないんですよ。というのは、あくまでもまだ非公式の文書ということなので、そのことはご了解をいただいて、資料をそれぞれが事務局から頂くというようにしていただければと思いますが、よろしいですか。

では、本題に入りまして、今、幾つかのご意見を頂きました。一つ、「昭和33年」を入れた理由

なのですが、議論は簡単で、「市制施行」と言うなら条例上きちんと何年が施行なのかを入れたおいた方が市民には分かりやすいのではないかとということで、「昭和33年」というのを入れさせていただきました。昭和33年の市制施行以来、小金井市議会はそんなに議会が進められていたのかということなのですが、先輩議員の話などを聞くと、自由闊達な議論はかなり行われていたと。一般質問も前は制限がなく、議員によっては10時間以上質問をやられていた方もいたとか、それから討論を何時間もやってという話などを伺ったこともありまして、これは「施行以来」と言っているのかどうか分かりませんが、かなり前からそういう自由闊達な議論というのは小金井市議会では行われていたんだということだと思います。それがいいか悪いかという議論もありました。自由闊達な議論だけ行って議決ができないではないかという議論もありましたが、しかし民主主義の一つの保障として自由闊達な議論などを行ってきたし、開かれた議会という点でも、他の議会は委員会協議会も非公開でやっているというところがまだあるやに伺っていますが、会派代表者会議以外は全て公開で行っているということなどを含めて考えると、これは諸先輩の積み重ねられてきた小金井市議会の伝統ではないかということがありまして、これは入れさせていただいていると。そういう意味で、小金井市議会は以前も議会改革の中では非常に全国的にもかなり評価をされて、板倉議員が副議長のときには全国的なところで表彰ももらったときもあったかと思いますが、ということなどもありますので、議会改革に市議会は努めてきたということはしっかりうたった方がいいかなということで、これは入れた文言です。余りほかの議会と同じような文言にするのはやめようというのは全体的にあったんですよ。そういう意味で、小金井市の特性をしっかりと入れ込んだ方がいいということだったんです。

あと、「住民から信頼され」とかということについては、非常にそこは意見は分かれたところかなと。別のところで信頼されるみたいなのが表現として出てきて、それはいろいろな意見が出たのかなと思っているんですけども、もし「信頼され」というのを入れた方が良ければということですが。

○小林議員 情報提供ですけども、信頼とか合議制の説明というところで、多摩市議会の前文についてそういった文言があって、それに対して以前の見解が何か議論があったか教えていただきたいんですけども、地方分権の役割が重要になっていると。そのために、「多摩市議会は、市民のみなさんにもっとよく見え、わかりやすく市民が参画できる議会に、そして、合議機関として市民と一緒に考えながら、更にしっかりと議論ができる議会に改革していきたいと決意しました。」というんです。今ある、下から3行目のところというのは受け身の文章で終わっているんですけども、それを一歩、能動的な文章を付け加えたのがここだと思っているんですけども、何となくそれで今の二つの意見というのは吸収されるのかなとは思って、ただ、その中身がどうかというところはまた話合いになるのであれですけども、今、情報提供として。

○森戸座長 「信頼される」というのは入れた方がよろしいですか。

○鈴木議員 第2条にも書かれていることを前文で書くということがどうなのかなということで、判断できないところではあるんですけども、そういう思いを今、持っているんです。だから、前

文で述べておきたいことは何なのかということを集約していったときに、これは条文の中に入っているのであれば、ここであえて入れる必要についてはどうなのかなという感想を今、持っています。

○白井議員 では、前文に「信頼される」ということにこだわりませんので、2条に入っているのであれば、ここが担保されるのであれば、私は前文に入れなくてもいいです。一つだけ、さっき小林議員がおっしゃったように、僕も感じたのが、「説明責任を果たすことが求められます」というのがちょっと受け身であって、求められているけれどもどうするのというところが書かれていないので、能動的、主体的な文章にしていなければなという意見を付け加えさせていただきます。

（「具体的に」と呼ぶ者あり）「説明責任を果たすことを目指します」か「果たします」でもいいですけれども、（「果たします」と呼ぶ者あり）すみません、ご意見ください。

○森戸座長 流れが変わってくるんですね。「期待されており、説明責任を果たすことが求められている」。前文で「説明責任を果たすことが求められる」と言って、後半の条項になって、いろいろと整合性がとれなくなってしまうようにしておかないと、相当この辺は意見が分かれるんですね、説明責任を果たすということ。例えば議会報告会もそうですし、意見交換会もそうですし、後半の具体的な問題になればなるほど意見の違いが広がって行って、結果的に前文で書いていることと中身が整合性をとれなくなるという。私はそれはいいと思うんですよ。「果たします」とか「民意を集約する役割を發揮します」とか、そういうことでいいと思うんだけど、その整合性はとるようにしていけないといけないなど。

○白井議員 では、具体的に言いますと、「また」というのと、ここから「求められています」というのは上のところから続いてくる文脈だと思うんです。「また」というのをとって、ここから能動的な言葉にして、最後は「説明責任を果たす決意をしました」というような文章で能動的にしてはどうかと思います。それについて、ほかの条文との整合性みたいな話もありますけれども、ただ、さっき座長もおっしゃられたように、説明責任をしていく、それが合議制の一つの役割というか、それを表すことだということをおっしゃっていましたので、私もそれは非常に賛成ですので、そういった文章としてどうかと意見を述べさせていただきます。

○斎藤議員 この前文の構成ですと、一番最後の2行、ここで「議会は、以上述べた市議会の役割と使命を自覚し、本条例を制定するものです」というところにつながるいけないので、私は、ここで能動的に行っているから、何が議会として求められているのかということが上の文章に載っていればそれはそれでいいと思うし、それぞれの中でそれを能動的にやっていくということになれば、最後の結びの文章もおのずと変わってくるという前文になるのではないかと思います。ですから、私は文章の構成としてはこのままでいいと思います。

○水上議員 僕も、前文はなるべく客観的な事実、議会とはどういうところか、全体が一致できるものを載せた方がいいと思います。だから、なるべく形容詞であるとか漠然とした言葉は使わない方がいいと思うんです。文章の流れからいうと、最後の二つのところに議会の役割とか使命が集約されていますよね。では、どういうことをやるのかということは書いていなくて、前段の二つのところでこのような役割が求められているという書き方の中で、それを踏まえてこの使命を果たして

いくんだということになっていると思うんですよ。ここは全体これで一致できる問題で、例えば、さっきの「説明責任を果たします」ということになってくると、後で議会報告会と座長からあったとおり、話になってきたときに、前文にこう書いているのではないかと、「決意します」ということになっているのではないかとという話になってくると、どうなんだみたいなことにもなりかねないので、白井議員の言うことはよく分かるんだけど、前文はなるべく客観的な、形容詞とかそういうものも使わないような形で書いておいた方がいいのではないかと思いますので、ここの文章は僕はこのままでいいのではないかと。ただ、さっき言ったとおり、独任制と合議制というのは、言葉自体が正確なのかなということもあって、合議制は話し合うという意味でとるとそのとおりかもしれないんだけど、普通合議制は僕なんかは使ったことがないので、ほかの解釈の余地があるとすれば載せておかない方がいいかなという気があって、これはとった方がいいのではないかとということや、「民意を集約する」ということについて、本当に集約できるのか、いろいろな意見を反映することができけれども、集約と言っていいのかなということがあるので、こういう曖昧な表現を削除すべきだと思って、そういう点から前文については考えておいた方がいいのではないかと。

あとは、条文の中でそれぞれ「信頼される」とか「説明責任」の中身とかが問われてくると思うんです。そこで具体的に議論していくというようにしていった方がいいのではないかとというような考えです。

○森戸座長 ほかにいかがですか。

○白井議員 今のお話をお聞きしまして、下の5行、6行、このままでいいと思います。

○森戸座長 では、白井議員のご意見はこのままでいいということですので、これはこのままでいきたいと思います。

五十嵐委員から出た「昭和33年の市制施行以来」という言葉が必要かどうかということについてはいかがでしょうか。

○五十嵐議員 改めて読んでいて思ったんですけども、この文章の流れを見ていると、「議会と市長は」ということで、一般的な役割とか書いていますよね。ここの部分は小金井市議会の話ですよ。それで、その前の文で、議会とはこういうもの、市長とはこういうもの、議会はこういうところと、一般的なことも含めて役割を書いていて、そこに来て、また「議会は」と始まっているのが、ここは「小金井では」とか「小金井市議会は」と具体的にした方がいいのかなと、それは併せて思ったんです。

正直、「市制施行以来」という、最初に読んだときの感じは、ではその前は何もしていなかったのか、昭和33年からそんなに一生懸命やっていたのか、そういう疑問は多分見た人は持つだろうと、そういう質問が来るだろうと、そういう印象を持ったので、そのように言わせていただきました。ということで、ここに関してはもう一つ、出だしの「議会は」というところも、これでいいのかどうかということ併せて皆さんのご意見を伺いたいと思います。

○森戸座長 この「議会は」というのは、一番冒頭に、「直接選挙によって、小金井市議会（以下、『議会』という）」ということになっていまして、省略をしているんですね。ですから、この「議

会」というのは小金井市議会ということになっています。だから、その辺りは文章上簡略化していると。

○齋藤議員 事務局の修正案のところで、これは省略しない方がいいのではないかというのが出ています。そうすると、このままの文章でいいんですかというのが私のこれから言いたかったところではあるんです。私の意見は、見たところ、皆さん異論がなければ「議会」とずっと使っていていいと思って、最後の1行のところで、「ここに小金井市議会の最高規範として」と、ここでは「小金井市」を入れたいなという気はしています。

○森戸座長 この修正後には入っていないよね。入れた方がいいということですね。その辺りは条文上の問題なんですけれども、どうなんですかね。

○加藤議会事務局長 例えば、4行目の「議会と市長は」というのがありますよね、ここは特に入れなくてもというのはあるんですが、それ以外のところで、確かに今まで議論があったように、「小金井市議会」という形で入れた方がいいところは確かにあるかなと思うんですけれども、ただ、前文の中で省略規定を置くというのが、通常は余り一般的ではなくて、小金井市の例規でも多分前例はないと思うんです。それで、ここの部分は略称の規定というのは前文にはなじまないということで、こういう修正をさせていただいたということなので、必要なところで「小金井市議会」「小金井市」というのを入れる必要があれば、それは当然入れるのは全く構いませんし、逆にそれをとってしまったことによって、今、議論されているような、ちょっとここは意味がというところが出てくると思いますので。

○森戸座長 ありがとうございます。私もうまく理解できていなくて、すみません。

今の話だと、前文に省略を入れるのは余り例がないという話がありまして、では、省略はなくしてもよろしいですか。「以下、『市民』という」とかいうのはなくすと。その上で、全て「小金井市民」「小金井市議会」「小金井市長」にある「以下、『市長』」とかいう省略文は全部削除すると。（不規則発言あり）ごめんなさい、原案了承という各会派の意見も見ながらやっているんですよ。皆さん、修正の方で見ていたのね。すみません。そうすると、修正後の方で見ると、真ん中の「昭和33年の市制施行以来」のところは「小金井市議会は」と入れた方がいいということですね。これは入れてもいいですよ。それで、齋藤議員からは、「ここに小金井市議会の最高規範として」と、「小金井市議会」というのを入れた方がいいということですよ。

○齋藤議員 そうなんですけれども、先に「昭和33年の市制施行以来」を整理していただいた後で結構です。

○森戸座長 では、ここは「小金井市議会は」というのを入れていいでしょうかね。

○宮下議員 その表現を五十嵐議員はちょっと工夫した方がいいのではないかという意見だったと思うんです。だから、昭和33年以前は何もやっていなかったのかみたいな形にもとられるし、それで私、今、思ったのは、歴史の検証に耐え得るようにしないといけないので、この文章を入れた根拠とは何かと市民から陳情か何か出たときに、分からないけれども、要はその根拠みたいなものが用意できていないと、前文でいきなりぱっとやられるとつらいものがあるし、余り具体的に書か

なくてもいいかなという（「昭和33年の市制施行以来」と呼ぶ者あり）根拠となる文証みたいなものが、歴史上の文証みたいなものが用意されていればそのときに戦えると思うんですよね。だけど、それはちょっとないのかなと。

○鈴木議員 であれば、これを「以前から」とか、そういう形に変えれば、そうかなと思ったんです。宮下議員の言うとおりで、具体的にこうという、以前から取り組んできたことは間違いないわけで。

○森戸座長 では、まず整理します。一つは、昭和33年の前の「議会は」というのは「小金井市議会は」に変更することでよろしいですか。これを確認していただきたいんです。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、それは確認されました。

次に、宮下議員から「昭和33年の市制施行以来」は疑問に耐えられるのかという話がありまして、これはいかがいたしますか。鈴木議員からは「以前から」としたらどうかなんですが、「以前」というのはなかなか難しいかもしれない。

○白井議員 「これまでも」、これは意義目的で使った言葉なんですけれども。

○森戸座長 「これまでも」、どうですか。

○水上議員 余りこだわらないんですけれども、市議会だから、市制施行以来、市議会なのではないでしょうか。町だったら町議会なわけだから、そういうことなのではないかなと。

○森戸座長 つまり昭和33年というのは削った方がいいのではないかということですよ。

○中山議員 「これまでも」ということであれば、「市議会は」なんですから、「市議会はこれまでも」ということは昭和33年以前はないということですよ。そっちの表現もあるということですか。

○斎藤議員 私も余りこだわらないんですが、「昭和33年の市制施行以来」を全部切ってしまう方がいいのではないですか。「小金井市議会は市民に開かれた議会」で「に努めてきました」で過去形で言っているから、私はそれでいいのではないかと。私はあってもいいと思っていますけれども。

○森戸座長 とにかく何時間も一般質問する人がいて、議会改革として一般質問は1時間にしようということを決めたという話は伺ったことがあるんです。

今、4案ぐらい出ているんですね。これは削った方がいいという意見。

○湯沢議員 関連して意見を述べさせていただきたいところがあるんですけれども、その中に「少数会派の活動を保障する議会」という文言があって、確かにこれまでそう努めてきたとは思いますが、最大会派の末端である私としては、全議員の対等で平等な活動を保障するという内容にしていきたいと思うんですが、恐らくこれまで「少数会派の」とやってきたことは分かるんですけれども、これから私としてはそのようにしていただきたいところがあるので、若干表現を工夫していただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○森戸座長 「全議員の対等平等」。

○湯沢議員 はい、「活動を保障する」という内容を今後目指していきたいと思っていますが、

いかがでしょうか。

○中山議員 私も同様で、前期も訴えてきたと思うんですが、最大会派だからといってその活動が保障されていると私は思っておりません。これは4年間の前期の小金井市議会の議員活動を通じて、最大会派である自民党だからといって、何か優遇されたとか、意見を取り上げてもらえたかという、そうではないということは申し上げておきたいと思います。

○斎藤議員 それはそれとして非常に大切な意見ですが、「昭和33年の市制施行以来」をどうするかを先に整理してからのことではないかと思えます。

○森戸座長 分かりました。そこはちょっと置いておいて、どうでしょうか、「昭和33年の市制施行以来」というのは、一致しないので削除すると。いろいろ意見がありますが、削除、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、確定をいたしました。

次に、湯沢議員の方から、また中山議員のほうから、「少数会派の活動を保障する議会」というのを変えていただけないかということなんですが、この「少数会派の活動を保障する」というのは、これまでの議会として一人会派の活動を尊重してきたと。例えば、他の議会で言えば、会派代表者会議には3人以上いなければ入れないという議会があるんです。議会運営委員会も3人以上でなければ会派として認められず入れないということがあるわけですが、小金井市議会はそうではないんだと。一人の会派でも会派代表者会議に出られるんだよと。これは一貫して、一人会派を議会運営に参加してもらうという先輩諸氏の苦勞のたまものがあるのではないんですかということ、これは過去のことを含めて現在にわたって言っているわけです。湯沢議員とか中山議員がおっしゃったことは、これからの議会も少数会派を尊重しながら全議員が対等平等なんだということ盛り込みたいということだと思うので、ちょっと質が違うかなと思っております。

○湯沢議員 今、委員長のおっしゃることはよく分かるんですけども、これまでこういうものを目指してきたということをここに明記すること自体、これからもこうしていきますという意見表明に私は受け止めるんですけども。

○森戸座長 当然そういうことです。少数会派は尊重するということだと思います。

○鈴木議員 会派についての捉え方はそれぞれだと思うんです。私は少数会派、特に一人会派ということについては一定の意見を持っているんですが、前文でそれを議論することではないと思うんですよ。別のところで議論が必要で、条文の中で、今ここで湯沢議員が提案されたことというのは、その前に議員一人ひとりの在り方としての姿を提案されたのかなと受け止めているんです。そうであれば、そういうことを前文でどこかで触れておくというのも悪くないかと現在は受け止めております。

○森戸座長 将来にわたって全議員への対等平等な活動を保障するというのは、それは当然のこと、何か単独会派が特権的なものを持っているということでもないだろうし、だから、これは過去から現在に至ってこのように進めてきて、更に今後も少数会派は尊重するということを行っている

んですが、そのことと多数会派が尊重されていないというのはちょっと違うのではないかと。座長ばかり意見を言っただけではないんですけれども。

○白井議員 ここに関しては、さっきおっしゃっていただいたとおり、歴史的経緯で一人会派というのを認められてきたということで、私としてはありがたい限りで、それはお礼なんですけれども、ここで書いているのは、おっしゃっているとおりの歴史的事実を書いているだけであって、別に全議員の活動を保障するとかしないとかいうことではないと思うんです。要するに、議会改革をこれまで進めてきました、過去にこういったことについて特に進めてきましたと、そういったことが述べられていると思うんです。これについて、私は議員になって改めて、私自身が一人会派ですから、他市の議員と交流すると驚かれるんですよ。一人会派で会派代表者会議に出られるというか、そこが保障されている具合というのが非常に驚かれるので、小金井市議会ではそれをきっちり議会改革として取り組んできたということは事実だとは認識しております。なので、そういった形で、これはこのままでいいのかなと思っています。さっきちょっとご意見された、大会派だからうんぬんというところは、これからの議会改革かなというところですかね。

○森戸座長 大会派で不当な利益だったということがありますか。

○湯沢議員 大会派の不遇うんぬんというのは置いておきまして、これまで小金井市がやってきたということは、少数会派の活動を保障するということは、イコール全議員の対等で平等な活動ということでもいいと思うんです。同じ意味だと思うんです。私は言い換えているだけなんです。その言い換えを採用していただけないかということをご提案させていただいています。

○森戸座長 ちょっと意味合いが違うんです。

○斎藤議員 湯沢議員のおっしゃることはよく分かるところなんです、より小金井市の実態を明確に示すにはこの表現の方がいいと思うんです。というのは、今の湯沢議員の言い方になると、ほかの市議会は全議員の権利を認めていないということになりますので、そこまで言及する必要なく、この記述、これは小金井市議会にとって非常に象徴する文言だと思いますので、これは是非使っていただきたいと思います。

○森戸座長 これは当初、「少数会派を尊重する」とあったんです。それは、先ほどの中山議員などの意見もあって、少数会派を尊重するのではなく、少数会派の議会内での活動を保障するということなんだと。率直に言って、単国会派と複数以上会派の違いはあるんですよ。それは何かといたら、各委員会に出る際にも2人以上で一つのグループを組んで予算特別委員会に出るとか、各会派に割り当てるといったことなどを含めては、決して複数以上の会派と単国会派との格差というのはあって、決して対等平等ではないということだと思っただけなんです。全議員の対等平等な活動というのと、これまでの少数会派の活動を保障するというのが活かされないんですよ。

○五十嵐議員 そういう意味で言ったのではないのではないかと私は聞いたんですけども、要するに、普通であれば少数会派、一人会派はかなり権限がほかの議会だとない。ただ小金井市議会は、一人であろうと、5人であろうと、議員一人として認めようという、それが結果的に少数会派の活動を保障するということをやってきたという意味で言っているのではないかと思いますので、

例えば「少数会派の活動を保障し、全議員が対等平等な議会を目指してきた」というような言い方にすればもう少し言っている意味が分かるかなと思ったんです。

○鈴木議員 少数会派というのは何人会派のことを指しているんですか。

○森戸座長 一人です。

○鈴木議員 逆に、二人会派になって初めて分かったんですけども、二人会派の不遇というのも結構あるなど。変わるとつくづく思うんです。でも、この取組の中では、委員が作業部会に入っていると、そういうところで配慮いただいているんです。いただいているだけけれども、そういう面もあると今、率直に感じております。ただ、今日は残り時間も少ない中で、どこまでこの話をするかということもあるので、意見として。

○森戸座長 二人会派までだということですよ。ごめんなさい、一人と言ったけれども、確かに。ほかの議会は3人以上を会派としてということが多いので、二人までですよ。

○水上議員 さっきも言ったとおり、ここは客観的な事実を踏まえて書くべきだと思うんです。余り中途半端な、意見が違ふようなこととか、修飾語とか入れない方がいいと先ほど言いましたけれども、だからここはこの間、議会改革のやってきた経過を書いているわけだから、僕もまだ3期目ですけども、今までの議会改革の議題の中で、全議員の活動を保障するかどうかという議論というのが改革の課題として話し合われた経過はないのではないかと思います。少数会派をどうするかという問題は、会派の問題はあったかと思うんですけども、全議員の活動の保障とか、どの会派が優遇されているとかいうことが問題だという議論は、議会改革としては取り組んできていないことだと思うので、そういうことについては、これからの課題としてあるかもしれないけれども、今までやってきたことに、少数会派というのは全議員も含まれるんだということになってくると、それはまたちょっと違ってくるので、あくまで今までやってきた経過を踏まえて事実として書くというように整理しておいてはどうですか。これからのこととして、是非また全議員の問題は提案してもらったらいと思います。

○森戸座長 時間の関係がありますので、湯沢議員、自民党の意見というのは貴重なご意見だと思いますので、これは例えば別の条文の中で盛り込めるかどうかということもあると思うんですよ。今後、本当に全議員の対等平等な活動を保障するということの議論ができるかどうか。その辺りに課題としては譲るといふわけにいかないでしょうか。もしできないということであれば、今日はここで終わって、もう一度その議論をするというようにしたいと思うんですが、いかがですか。

○宮下議員 今の委員長が持っていく方で、受ける形なんですけれども、水上議員が言っている「合議制」という言葉の意味合いなんかも、すみません、私もそうやって突っ込まれるとすぐに答えられないというのもあるので、これも将来、この意味合いについてどうなんだと突っ込まれたときに、ちゃんと法律なり、あと学者の論文か何かを根拠に打ち返すものがないとつらいものがあるので、そういったものも含めてできたら保留に。

○森戸座長 では、今日は保留にしますかね。

○五十嵐議員 水上議員が言った「民意を集約する」という言い方（「宮下議員」と呼ぶ者あり）

いや、その前に水上議員が、多分「合議制」というのを関連してくるんだろうと思うんですけども、ここの文章で、「民意を集約する役割」という言い方もされているんです。これに対して異論とか、言っていらっしゃるんですよ。私も確かにこれでいいのかなと、言われてちょっと疑問には思うんです。結局、採決をして結果を出しているというのがあるわけで、多分多数いるということは、逆に言うと少数の市民の意見でもある意味そこに残すという役割もあるんだろうし、だから民意を集約するというのは誤解も与えかねないかなという思いもちょっとしましたので、併せて。

○森戸座長 ちょっと時間がありませんので、今の議論は大事なところだと思いますし、自民党の提案もありますので、一応今日は前文途中で保留にしたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 先ほどの五十嵐議員の提起も、「民意の集約」の問題も含めて、では、次回にしてもらっていいですか。今日言わなかったから次回だめということにはしませんので、次回皆さん、もう一度、こういうところもあるよとあれば、また意見を出していただければと思いますので、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 それでは、今日の議会基本条例の素案たたき台の議論は終わります。ちょっと私がしっかりしておりませんで、なかなか前に進まなくて申し訳ありませんでした。

ここで、議会基本条例策定代表者会議は終了いたします。

午前11時45分閉会